様式第22号(第25条関係)

|  |  |
| --- | --- |
|  | (表) |
| センチメートル | 第　　　　　号  身分証明書  　所属  　職氏名  　身延町営住宅条例に基づく職務を執行する職員であることを証明する。  　　　　　　年　　月　　日  身延町長 |
|  | 9センチメートル |

|  |  |
| --- | --- |
|  | (裏) |
| 身延町営住宅条例(抜すい)  　(収入状況の報告の請求等)  第36条　町長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。  　(立入検査)  第56条　町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。  2　前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。  3　第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 |